

タクシーチケット供給等業務実施事業者公募要領

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課では「タクシーチケット供給等業務」の実施に当たって、この業務を受注する事業者を公募します。

1 業務名

タクシーチケット供給等業務

(1) 業務期間 令和6年5月1日～令和9年4月30日

(2) 業務の目的

大阪府職員がタクシーを利用するに当たって利便性の向上とタクシー利用料金の支払い事務作業の軽減を目的とする。

(3) 業務概要

庁舎管理課の公用車が不足した場合に各所属職員が利用するタクシーについて、大阪府内を中心に近畿圏全域の複数のタクシー会社で利用できるタクシーチケットを供給するとともに、複数のタクシー会社からのタクシー乗車料金の請求事務を一括して当課に対して行うもの。

2 スケジュール

令和6年	2月	2日(金)	公募開始
令和6年	2月	16日(金)	質問受付締切
令和6年	3月	8日(金)	応募書類提出締切
令和6年	3月	下旬頃	事業者選定
令和6年	4月	中旬頃	契約締結
令和6年	5月	1日(水)	業務開始
令和9年	4月	30日(金)	業務終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に

掲げる者

- ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の都道府県における最近1事業年度都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 令和3年4月1日からこの公示の日までの間に、近畿圏全域(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県及び和歌山県)の複数のタクシー会社で利用できるタクシーチケットを供給するとともに、複数のタクシー会社からのタクシー利用料金の請求事務を行う業務について誠実に履行を完了した実績を有すること。
- (7) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)でないこと。
- (8) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者(1)キに掲げる者を除く。)又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(1)キに掲げる者を除く。)でないこと。
- (9) 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者(この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)でないこと。
- (10) 受付期間最終日(令和6年3月8日)までに令和4・5・6年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「その他 種目コード200(タクシーチケットの発行を業務内容とするものに限る。)」に登録されている者であること。
- なお、その登録をされていない者であつて、この案件に参加を希望する者は、次により登録を申請することができる。

ア 登録に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先

〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目

大阪府総務部契約局総務委託物品課総務・資格審査グループ (TEL (06) 6944-6644)

イ 資格に関する文書を入手するための手段及び申請の方法

(ア) 資格に関する文書については、大阪府電子調達システム

(https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/ 以下「システム」という。)

に掲載する。申請の方法については、システムにおいて必要な事項を入力し、送信する。

(イ) 添付書類は、郵送し、又は持参する。

ウ 申請期限

令和6年2月27日（火）午後4時

なお、添付書類は、同日午後4時までに必着とする。

令和4・5・6年度 大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿への登録申請期限

エ その他

詳細は、システムの説明による。

4 応募の手続き

本業務の実施を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

令和6年2月2日（金）から令和6年3月5日（火）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後6時まで）

イ 配布場所及び受付場所

大阪府総務部庁舎室庁舎管理課車両管理グループ

住 所：大阪府中央区大手前3丁目2番12号（府庁別館1階）

電話番号：06-6941-0351（内線4021）

ファックス：06-6944-6614

ウ 配布方法

上記「イ 配布場所及び受付場所」で配布するほか、庁舎管理課ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/yodo/koubojyouhou/index.html>) からダウンロードできます。

（郵送による配布は行いません。）

エ 受付期間

令和6年2月2日（金）から令和6年3月8日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

オ 提出方法

書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア 応募申込書（様式1：1部）

イ 業務内容説明書（様式2：1部）

ウ 契約（取引）実績調書（様式3：1部）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、選定の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

イ 参加者は、提出した書類等について説明を求められた場合は、自己の負担において、速やかに書面をもって説明しなければならない。

5 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和6年2月16日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（メールアドレス：choshakanri-g04@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

イ 質問への回答は庁舎管理課ホームページに掲載し個別には回答しません。

（庁舎管理課ホームページ：<https://www.pref.osaka.lg.jp/yodo/koubojyohou/index.html>）

6 事業者選定方法

(1) 参加資格等の確認

応募事業者が提出した書類等の審査を行い、応募事業者が参加資格を満たすこと及び仕様書及び契約書に基づいて履行できることを庁舎管理課において確認します。必要に応じてヒアリングを実施します。

(2) 選定事業者の決定

参加資格を満たし履行が可能であると確認できた者のうち、公示日（令和6年2月2日）の時点で提携（タクシーチケットで利用可能であること。）している大阪府内を営業区域とするタクシー会社数が最も多い1者を選定する。大阪府内を営業区域とするタクシー会社数が最も多い者が2者以上あった場合は、公示日の時点で提携している大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県内を営業区域とするタクシー会社数の合計が最も多い1者を選定する。

大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県を営業区域とするタクシー会社が最も多い者が2者以上あった場合は、大阪府が指定する日時及び場所においてくじを引かせて契約相手方を決定する。

(3) 選定結果

選定結果は、結果に関わらず、応募した全応募者に通知するとともに庁舎管理課ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/yodo/koubojyohou/index.html>）に掲載します。

(4) 選定対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- イ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続きについて

- (1) 契約に際して、暴力団排除に関する誓約書（様式4）を提出していただきます。誓約書を提出しないときは大阪府は契約を締結しません。
- (2) 選定事業者として決定した日から契約締結の日までの間において、大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中であるとき、又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるときは、契約を締結しません。
- (3) 選定事業者として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者
 - イ 大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

8 その他

応募にあたっては、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。